

金沢市景観計画変更の概要

1 景観計画変更の趣旨について

日本海海岸部の美しい自然景観や金沢港周辺における港特有の景観は、金沢の歴史や景観を語る上で欠かせない存在です。これまで、金沢港周辺における土地利用の方向性については、検討段階であったことから、金沢市景観計画における景観誘導については、景観計画区域（その他の区域）として位置づけられていました。一方で、これらの景観の重要性と土地利用の方向性に合わせた段階的な景観誘導の必要性については、上位計画である金沢市景観総合計画にうたわれています。

今回の変更の趣旨は、**金沢港クルーズターミナルや大水深岸壁などの整備による港湾機能の強化、大型クルーズ船の寄港増加などによる新たなにぎわい空間の創出などの社会情勢の変化**とともに、金沢港周辺における土地利用等について、**石川県の「金沢港将来ビジョン」（令和5年度策定）や「金沢港港湾計画」（令和6年度改訂）によって将来的な方向性が示された**ことから、日本海海岸部及び金沢港周辺における景観の魅力を後世につなぐために、各地の景観特性に合った適切な景観誘導を図ることを目的とします。



金沢港周辺

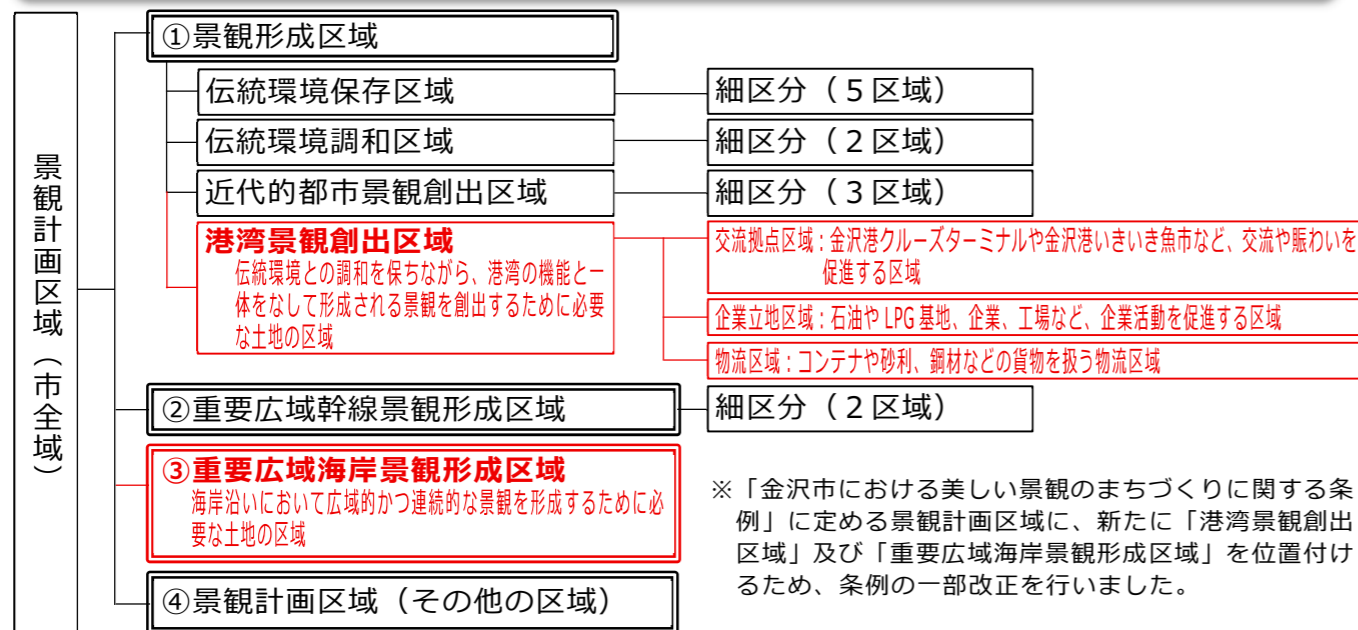


日本海海岸部

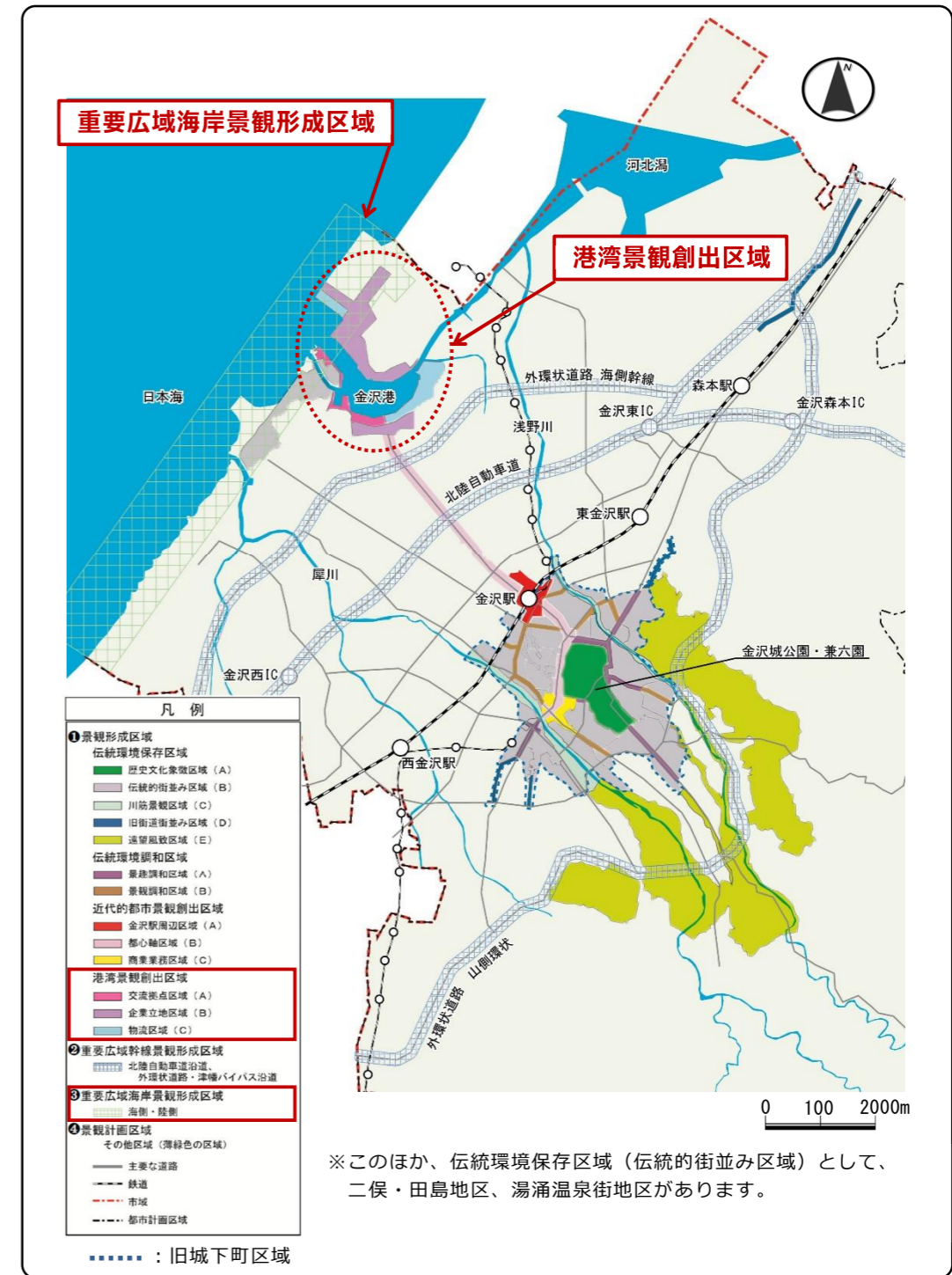
2 景観計画変更の内容について

1) 景観計画区域に新たな区域を位置付けることについて

- ◆ 景観形成区域に『港湾景観創出区域』を追加
- ◆ 隣接する市町とつながる広域景観として『重要広域海岸景観形成区域』を追加



本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む「景観形成区域」として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」があります。また、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域として「重要広域幹線景観形成区域」があります。今回、新たに、景観形成区域として「**港湾景観創出区域**」を追加するとともに、隣接する市町とつながる広域海岸景観の区域として「**重要広域海岸景観形成区域**」の追加を行いました。



【図】景観形成区域

2) 追加した新たな区域の指定範囲について

港湾景観創出区域 <区域追加>

【現在】景観計画区域（その他の区域）⇒【変更後】**港湾景観創出区域**

（交流拠点区域、企業立地区域、物流区域）

【区域】

[6]大浜ふ頭地区



大浜ふ頭西端周辺

[4] 石油・五郎島ふ頭地区



石油ふ頭

[5] 戸水・御供田ふ頭地区



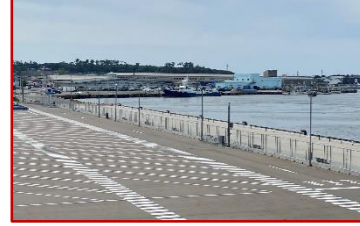
上屋・橋梁

[1] 大野町地区



大野ふ頭周辺

[2] 水産・無量寺ふ頭地区

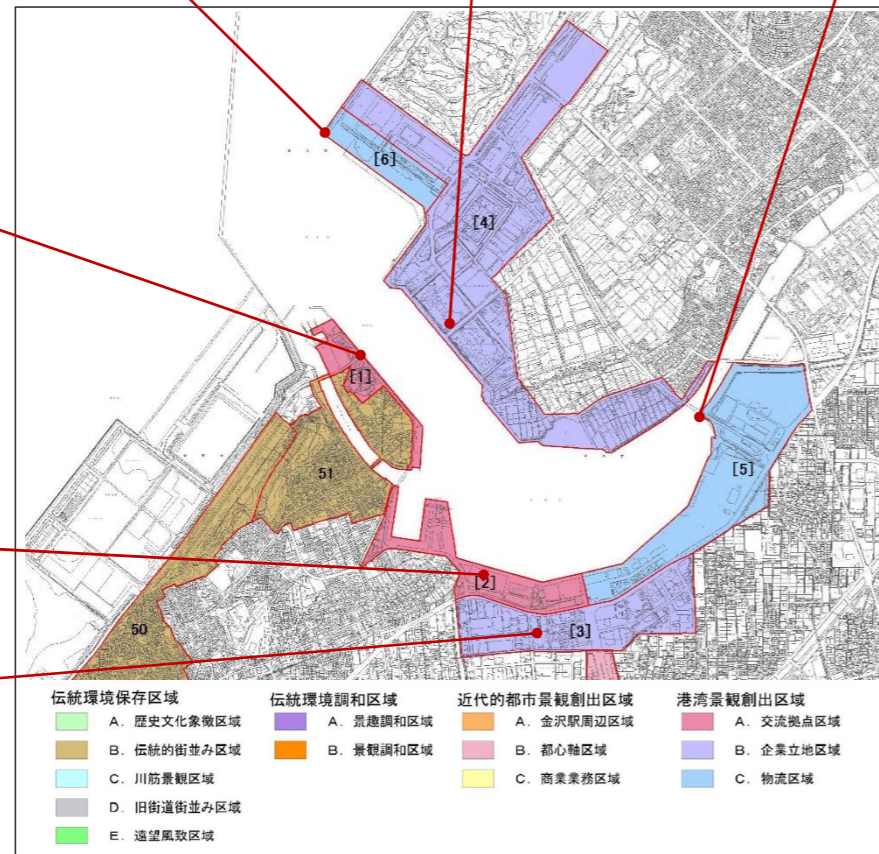


水産ふ頭（無量寺ふ頭）

[3] 港四丁目地区



港公園



【図】景観形成区域（港湾景観創出区域周辺）

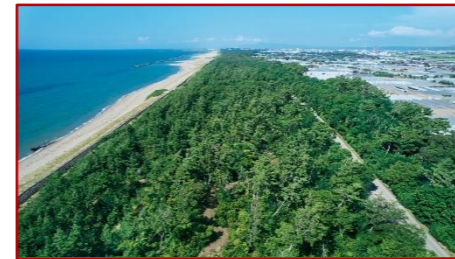
拠点となる金沢港周辺について、以下の視点から、**個別の土地利用に応じたきめ細やかな景観誘導が求められる**ことから、新たに港湾景観創出区域に指定しました。

- ・「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合
- ・「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現
- ・クルーズターミナルをはじめとする港湾機能の強化によるさらなる土地利用
- ・臨港地区の分区指定によるエリアごとの土地利用誘導

重要広域海岸景観形成区域 <区域追加>

【現在】景観計画区域（その他の区域）⇒【変更後】**重要広域海岸景観形成区域**

【区域】

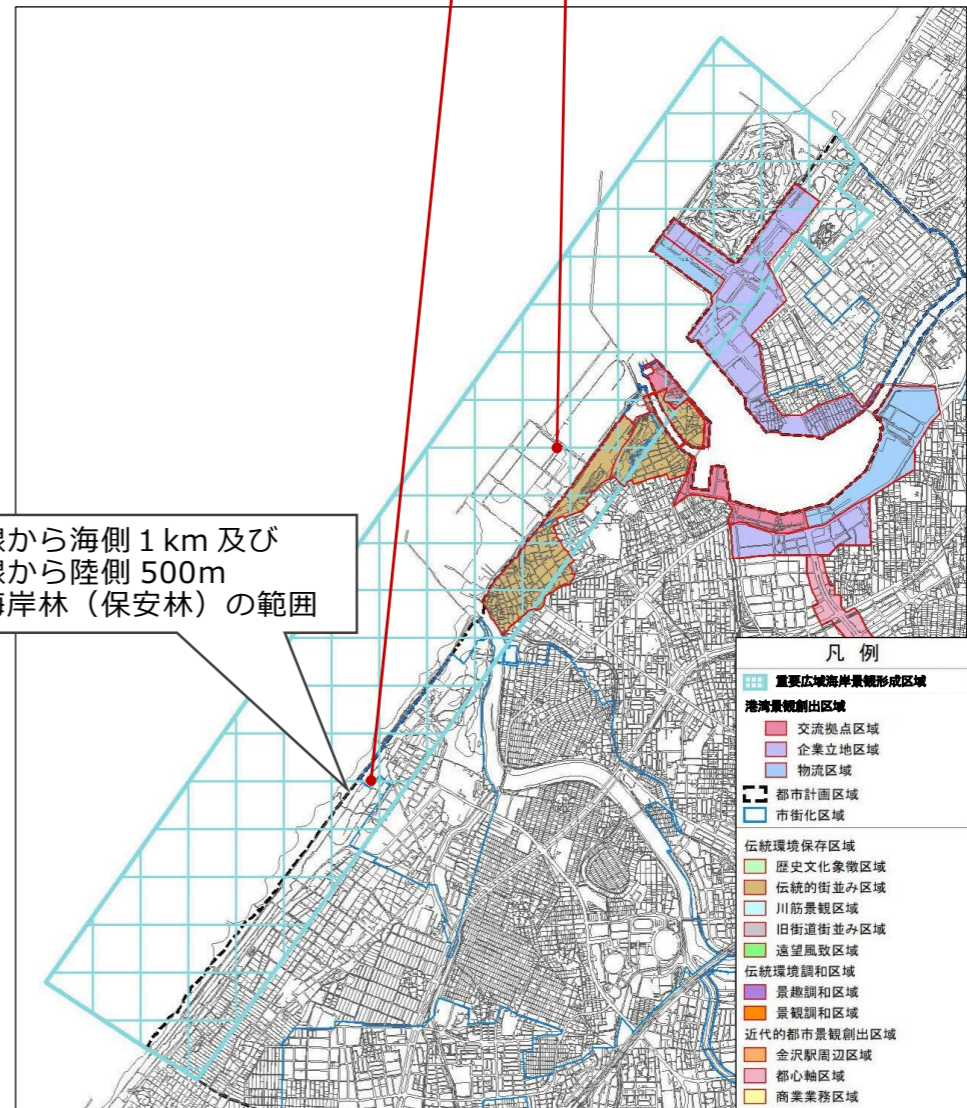


海岸・海岸林



金石大野埋立用地

汀線から海側 1 km 及び
汀線から陸側 500m
+ 海岸林（保安林）の範囲



【図】景観形成区域（重要広域海岸景観形成区域周辺）

隣接する市町と連続する日本海岸部の景観について、以下の視点から**広域的な視点での景観誘導が求められる**ことから、新たに重要広域海岸景観形成区域に指定しました。

- ・「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合
- ・「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現

3) 港湾景観創出区域について

A. 交流拠点区域における景観形成方針

細区分	景観形成方針
交流拠点区域	<p>周辺の伝統的な街並みや、港の水と緑ある空間との調和に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい優美で賑わいを感じられる景観形成を図ります。</p>  <p>金沢港クルーズターミナル 金沢港いきいき魚市 大野お台場公園</p>

B. 企業立地区域における景観形成方針

細区分	景観形成方針
企業立地区域	<p>都心軸の近代的な都市景観や五郎島の農業景観との調和に配慮しながら、工業地として、海の玄関口にふさわしい活力ある産業を活かした景観形成を図ります。</p>  <p>石油ふ頭 五郎島ふ頭 50m 道路</p>

C. 物流区域における景観形成方針

細区分	景観形成方針
物流区域	<p>物流に関する港湾施設の見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい港らしさを活かした躍動感を感じられる景観形成を図ります。</p>  <p>工場（大浜ふ頭） 御供田ふ頭 御供田ふ頭</p>

港湾景観創出区域における景観形成基準（抜粋）

区域	基準
港湾景観創出区域	<p><建築物> (配置・規模) ・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。</p> <p>(形態意匠) ・奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。</p> <p>- 色彩 - ・外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。</p> <p>(緑・用水等) (交流拠点区域のみ) ・海の玄関口としての賑わいや憩い、快適な歩行者空間の演出に寄与する緑化空間やオープンスペースの創出に配慮する。 (企業立地区域のみ) ・敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮する。 (物流区域のみ) ・海の玄関口としての機能と景観との調和を図るため、緑化空間の確保や上屋等により周辺道路からの見え方に配慮する。</p> <p><工作物> (形態意匠) ・大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</p>

期待される効果

・金沢港周辺は、区域によって土地利用が異なり、それが区域ごとの特徴的な景観を生み出しています。**港湾景観創出区域に指定することで、事業者や設計者が各区域の景観特性等を把握した上で、景観形成基準に適合した計画を立てることができ、金沢港らしい魅力ある港湾景観を創出することにつながります。**

・建築物や工作物の外壁の色彩について、**一定のルールを設けることで、現在の落ち着いた港湾らしい景観を維持**することができます。

【建築物】及び【工作物】

開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩

4) 重要広域海岸景観形成区域について

景観形成方針

区分	景観形成方針
海側・陸側	<p>海岸部特有の土地利用と多様な自然景観とが共存する良好な海岸景観の形成を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">海岸・海岸林 金石大野埋立地</p>

重要広域海岸景観形成区域における景観形成基準（抜粋）

区域	基準
重要広域海岸景観形成区域	<p>(配置・規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸景観の背景となる海岸線、海岸林への眺望を広範囲にさえぎらないようにする。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 <p>(色彩)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 外壁は、明度 8.5 以下とし、彩度が高いものとならないようにする。 屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 <p>(緑・用水等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。

※伝統環境保存区域や港湾景観創出区域の範囲と重なる区域においては、伝統環境保存区域や港湾景観創出区域の景観形成方針や景観形成基準が優先して適用されます。

期待される効果

- 日本海沿岸は、隣接する白山市（松任）と内灘町のみならず、石川県土全体として広域的に連続する海岸景観が連なります。重要広域海岸景観形成区域に指定することで、すでに石川県景観計画と白山市景観計画で重要景観形成エリアとして指定されている海岸線について広域的に良好な景観を形成することが可能となります。
 - 建築物の外壁の色彩について、一定のルールを設けることで、現在の美しい海岸景観との調和を図ることができます。
- 【建築物】明度 8.5 以下の落ち着いた色彩

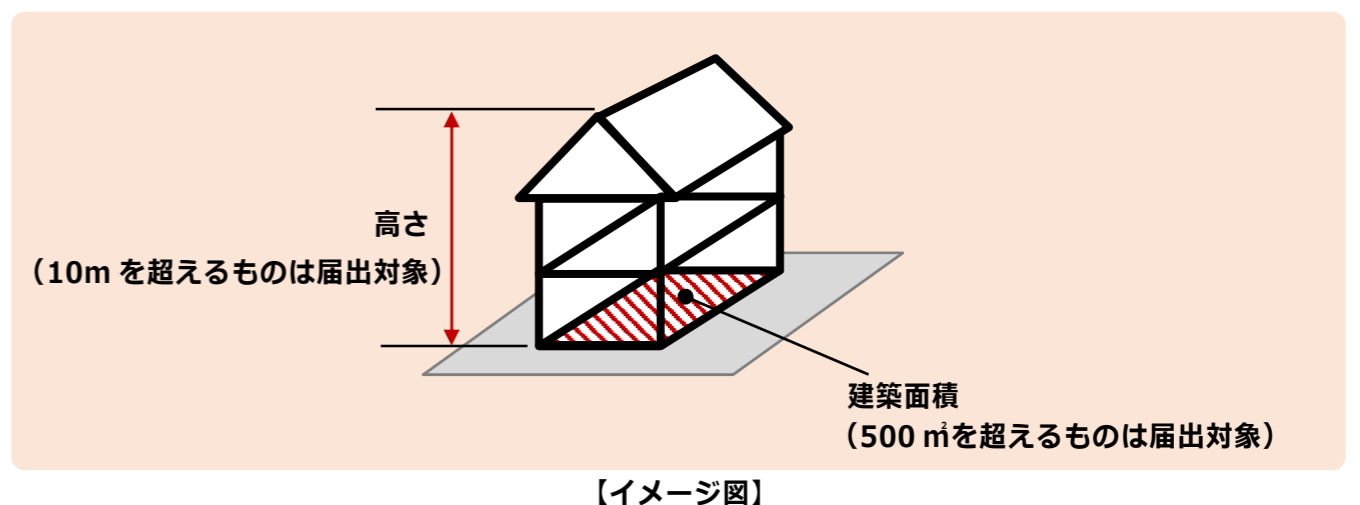
5) 追加した新たな区域で届出が必要となる対象行為について

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

【届出が必要な行為】

行為の種類	届出等対象規模		
	(その他の区域) ※	景観計画区域	
		重要広域幹線景観形成区域 重要広域海岸景観形成区域	港湾景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【建築物の建築等】	<p>高さが 10m を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m² 以上のもの</p> <p>太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積）の合計が 50 m² を超えるもの</p>	<p>高さが 10m を超えるもの 又は 建築面積が 500 m² を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m² 以上のもの</p>	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【工作物の建設等】	<p>高さが 10m を超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが 1.5m を超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が 50 m² を超えるもの</p>		
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	<p>市街化区域内における土地面積が 3,000 m² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m² 以上のもの</p>		
土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）			
木竹の伐採又は物件の堆積			

※景観計画区域のうち、「景観形成区域」、「重要広域幹線景観形成区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を除く区域



6) 色彩基準（禁止色、推奨色）の一部変更について

本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域において、良好な景観形成を図るための基準を定めています。

今回、港湾景観創出区域の景観創出区域追加に際して、色彩基準（禁止色※1）、色彩誘導（推奨色※2）について、適用除外対象の変更を行いました。

色彩基準（禁止色）の変更

【変更】

➔ 色彩基準（禁止色）の適用除外について、基準に追加しました。

・金沢港湾内施設においては、港湾の機能上、安全の確保のために必要となる禁止色の使用については、この限りではない。

色彩誘導（推奨色）の変更

【変更】

➔ 色彩誘導（推奨色）の適用除外について、基準に追加しました。

・推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡3丁目地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」、港湾景観創出区域の「A 交流拠点区域（2地区すべて）」、「B 企業立地区域（2地区すべて）」、「C 物流区域（2地区すべて）」を除きます。

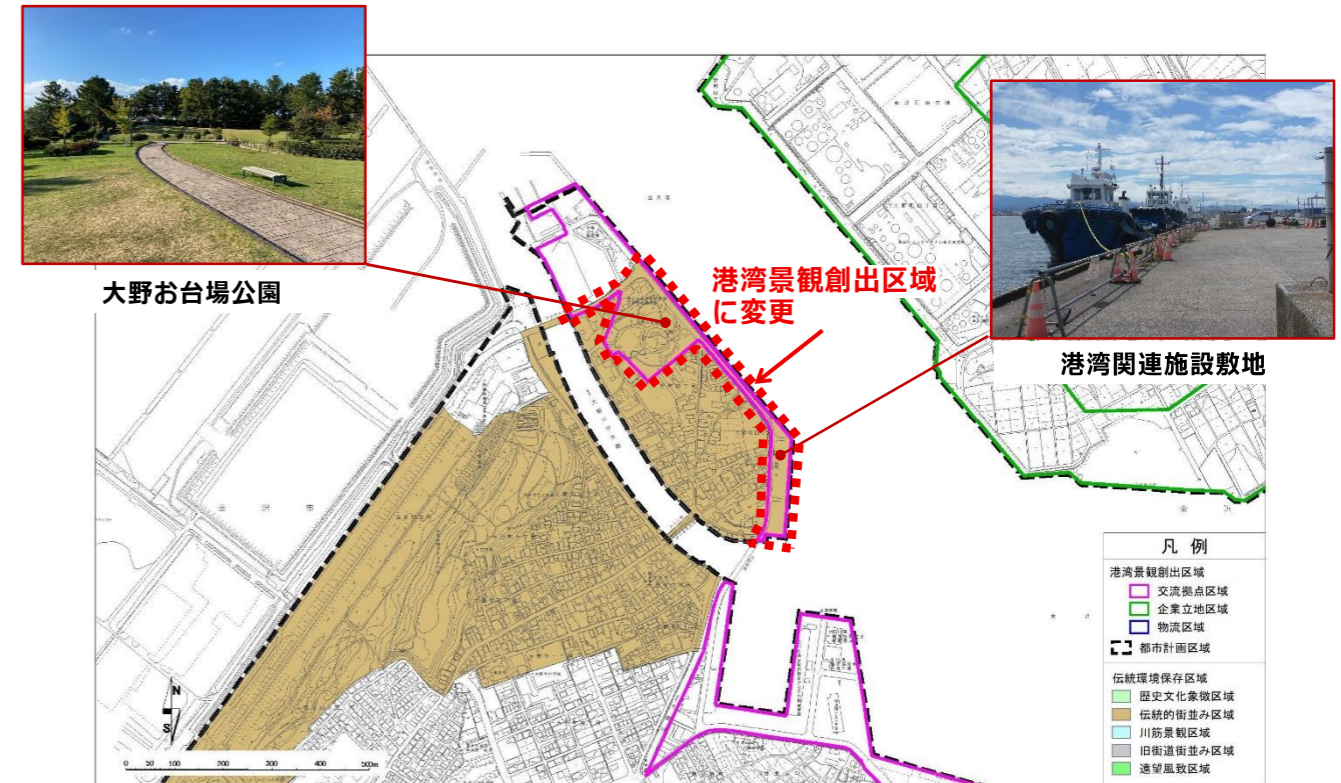
※1 禁止色：景観計画では、「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として使用することを禁止する色を定めています。

※2 推奨色：景観計画では、金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩である木色（もくじき）をベースとした色彩の範囲を示し、「外壁の基調色」としての採用を推奨しています。

7) 伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更となる区域について

現在、伝統環境保存区域・伝統的街並み区域・大野町地区の一部である大野お台場公園及び港湾関連施設敷地については、金沢港らしい景観形成に寄与する土地として、金沢港港湾計画による臨港地区の区域に合わせ、港湾景観創出区域・交流拠点区域に変更しました。

伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更となる区域 <区域変更>



【図】 伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更となる区域

変更することによる効果

・公園や港湾施設などの公共施設であることから、今後も景観的に大きな変化がある場所ではないものの、大野お台場公園はその名称にあるように、緑豊かな港湾景観を演出してくれる存在として、港湾景観創出区域にアクセントを与えてくれます。

3 施行期日等について

1) 施行期日 令和8年8月1日

2) 注意点 施行日である8月1日以後に着手する行為が対象となります。景観法の届出は行為の着手を予定する30日以上前に行う必要がありますので、ご注意ください。